

# 医療費のお知らせ（医療費通知）について

## ■ 医療費のお知らせについて

### » 医療費のお知らせ（医療費通知）とは？

医療機関や薬局等からの医療費の請求書（診療報酬明細書等（レセプト））に基づき、年間の受診内容や医療費の額等をお知らせし、その内容に誤りがないかを確認いただくことにより、被保険者の健康と医療に対する関心を深めるとともに、医療機関等の不正受給を防止することを目的として実施しています。

### » 実施時期

年間2回、例年次のとおり対象者に一斉発送しています。

回次	対象期間	発送時期／配達時期の目安
1回目	当該年の1～10月分	翌年1月末頃／翌年1月末～2月初旬頃
2回目	当該年の11・12月分	翌年3月中旬頃／翌年3月中旬～下旬頃

※ 記載項目数に応じて、送付物の形態が異なりますのでご注意ください。

- ・ 記載項目数20件まで … 圧着はがき（青色）
- ・ 記載項目数20件以上 … 封書（黄色の封筒）

※ 医療費のお知らせを作成する時点で亡くなられている方は、一斉発送の対象となりません。該当される方や、紛失等により医療費のお知らせの再発行を希望される方には個別に発行し送付しますので、広域連合までお問い合わせください。  
(連絡先は次ページ参照)

## ■ 確定申告における活用について

医療費のお知らせは、確定申告の手続において、医療費控除の明細書として活用することができますが、活用に当たっては次の点にご留意ください。



医療費のお知らせは、あくまでも医療費の額等を被保険者の皆様に確認いただくことを目的として発行しているものであり、確定申告に使用いただくことを前提として作成しているものではありません。



上記の配達時期はあくまで目安であり、お住まいの地域の郵便の配送状況によっては、希望される時期に医療費のお知らせが配達されない場合も想定されますので、確定申告の手続に当たっては領収書等により実際のご負担額を確認し、申告することを基本としていただくようお願いします。

11月・12月分については、申告時期には配達することができませんので、領収書等を保管しておき、対応いただくようお願いします。

## 〔参考情報〕

### ● 県内各地域を所管する税務署一覧

確定申告に関するご不明な点等については、お住まいの地域を所管する次の税務署へ直接お問い合わせください。

税務署名	電話番号	税務署名	電話番号
広島東税務署	082-227-1155	福山税務署	084-922-1350
広島南税務署	082-253-3281	府中税務署	0847-45-2570
広島西税務署	082-234-3110	三次税務署	0824-62-2721
広島北税務署	082-814-2111	庄原税務署	0824-72-1001
呉税務署	0823-23-2424	西条税務署	082-422-2191
竹原税務署	082-253-3281	廿日市税務署	0829-32-1217
三原税務署	082-253-3281	海田税務署	082-823-2131
尾道税務署	0848-22-2131	吉田税務署	0826-42-0008

### ● 国税庁ホームページ チャットボット「ふたば」への質問ページ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/chatbot/index.htm>



### ● 国税庁ホームページ 動画で見る確定申告

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/kakushin-sakusei/douga.htm>



このページに関するお問い合わせ先

#### ■ 医療費通知センター

電話：050-3385-1009（フリーダイヤル）

〔コールセンター対応期間外又は再発行に関するお問い合わせ先〕

#### ■ 広島県後期高齢者医療広域連合事務局 業務課 保健事業係

電話：082-502-3050